

義髻

しことかな略○中大宮の御ぐし御ぞのすそにあまらせ給へりし、中宮子威は御たけにすこしあまらせ給にや、御あふぎをすこしちかくしておはします、皇太后宮は、御ぞのすそに一尺あまらせ給へる、御すそあふぎのやうにぞ、かんのとの嬉御たけに七八寸許はあまらせ給へり、やうじかけたるやうにて、御たけには七八寸許はあまらせ給へらんかしとみえさせ給、御かほのかほりめでたく、けだかくあいぎやうづきておはします物からはなぐとにはせたまへり、うたてゆ、志きまで見たてまつり給ふ。

〔榮花物語十 葵のかづら四のみや明師は御ぐしはよをろすぎて、はぎばかりなり、御かほつきなど、かばかりのわらはもがなとみえさせ給、

〔榮花物語三十三きるはわびしと歎女房齋院子馨はをりさせ給にしかば、中ぐう子威におはします、ごとし九年長元ぞ八にならせ給ける、御ぐしはよをろばかりにて、くろき御すがた、みじう哀なり、〔松屋筆記百六入髪義髻

今世いれ髪といふものは、古の義髻也、撰塵裝束抄三丁朝服の條に、以他髪飾自髪、是爲義髻云々、又丁カ義髻義命之意也、穴云六位以下著義髻、五位以上无髪耳、今上カタマリ髪女房所用之髪也云々、

〔嬉遊笑覽歌舞〕野郎ぼうしは、もと假髪を制せられたる故なり、されども猶かづらをかけたる女、寛文四年町觸辰正月八日、堺町、葺屋町、木挽町五丁目、諸芝居仕候者共へ被仰渡事、やらう并女がた仕候役者かづらをかけ申間敷候、但手巾綿ぼうしなどは不苦事、狂言づくしは不及申淨るり芝居說經芝居、并舞々芝居、其外諸芝居にて、島原狂言を仕組、傾城の眞似一切仕間敷事勿論、少もつけ髪仕間敷事、そのかみ傾城買の狂言はやり、是を島原といふ、

○按ズルニ、義髻、假髻、付髪ノ事ハ、器用部容飾具篇ニ詳ナリ、宜シク參看スベシ、